

農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱（平成26年2月6日付け25経営第3140号農林水産事務次官依命通知）一部改正 新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱	農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱
<p>第1・第2 [略]</p> <p>（流用の禁止）</p> <p>第3 次に掲げる流用をしてはならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 別表2の区分の欄の2の経費の欄に掲げる(1)、(2)及び(3)の経費と(4)の経費の相互間における流用</u></p> <p><u>(6) 別表2の区分の欄の3の経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における流用</u></p> <p><u>(7) [略]</u></p> <p>（申請手続）</p> <p>第4 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書正副2部を地方農政局長等（北海道並びに別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(4)の事業、別表2の区分の欄の3の経費の欄に掲げる事業及び別表3の経費の欄に掲げる(3)の事業を実施する補助事業者にあつては大臣、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>第5～第7 [略]</p> <p>（契約等）</p> <p>第8 別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(4)の事業、別表2の区分の欄の3の経費の欄に掲げる事業及び別表3の経費の欄に掲げる(3)の事業を実施する補助事業者（以下「民間団体」という。）は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、本要綱の関係条項を内容とする実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。</p>	<p>第1・第2 [略]</p> <p>（流用の禁止）</p> <p>第3 次に掲げる流用をしてはならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>(5) 別表2の区分の欄の3の経費の欄に掲げる(4)及び(5)の経費の相互間における流用</u></p> <p><u>(6) [略]</u></p> <p>（申請手続）</p> <p>第4 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書正副2部を地方農政局長等（北海道並びに別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(4)の事業、別表2の区分の欄の3の経費の欄に掲げる(4)及び(5)の事業並びに別表3の経費の欄に掲げる(3)の事業を実施する補助事業者にあつては大臣、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>第5～第7 [略]</p> <p>（契約等）</p> <p>第8 別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(4)の事業、別表2の区分の欄の3の経費の欄に掲げる(4)及び(5)の事業並びに別表3の経費の欄に掲げる(3)の事業を実施する補助事業者（以下「民間団体」という。）は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、本要綱の関係条項を内容とする実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。</p>

2・3 [略]

第9～第29 [略]

2・3 [略]

第9～第29 [略]

附 則（平成31年3月29日付け 30経営第2521号、平成31年3月29日付け 30農振4059号）

- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

別表1 [略]

別表2 (第2、第3、第4、第8、第10、第11及び第14関係)

区分	経費	補助率	補助事業者	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 [略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
2 機構集積協力金交付事業	補助事業者が実施要綱第3の2に規定する次に掲げる事業に要する経費 (1)地域集積協力金交付事業 <u>ア 集積・集約化タイプ</u> <u>イ 集約化タイプ</u> (2)経営転換協力金交付事業 <u>[削る。]</u> (3)機構集積協力金推進事業 (4)農地整備・集約協力金交付事業	[略]	[略]	経費の欄に掲げる(1)及び(2)の事業と(3)の事業の相互間における経費の増減	[略]
3 機構集積支援事業	補助事業者が実施要綱第3の3に規定する次に掲げる事業に要する経費 <u>[削る。]</u> <u>[削る。]</u> <u>[削る。]</u> (1)全国的な農地利用調整活動等への支援事業 ア 情報収集・分析事業	<u>[削る。]</u> <u>[削る。]</u> <u>[削る。]</u> [略]	<u>[削る。]</u> <u>[削る。]</u> <u>[削る。]</u> [略]	<u>[削る。]</u> [略]	[略]

別表1 [略]

別表2 (第2、第3、第4、第8、第10、第11及び第14関係)

区分	経費	補助率	補助事業者	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 [略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
2 機構集積協力金交付事業	補助事業者が実施要綱第3の2に規定する次に掲げる事業に要する経費 (1)地域集積協力金交付事業 <u>[新設]</u> <u>[新設]</u> (2)経営転換協力金交付事業 (3)耕作者集積協力金交付事業 (4)機構集積協力金推進事業 <u>[新設]</u>	[略]	[略]	経費の欄に掲げる(1)、(2)及び(3)の事業と(4)の事業の相互間における経費の増減	[略]
3 機構集積支援事業	補助事業者が実施要綱第3の3に規定する次に掲げる事業に要する経費 (1)農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業 (2)農地の有効利用を図るための支援事業 (3)広域的な農地利用調整活動等への支援事業 (4)全国的な農地利用調整活動等への支援事業 ア 情報収集・分析事業	定額 定額 定額 [略]	都道府県 都道府県 都道府県 [略]	経費の欄に掲げる(1)から(3)の事業の相互間における経費の30%を超える増減	[略]

イ 情報提供・指導事業	[略]			
(2)農地情報公開システム管理事業	[略]	[略]	経費の欄に掲げるアからウの事業の相互間における経費の増減	
ア 農地情報公開システムの管理				
イ 農地情報公開システムの保守・運用				
ウ 農地情報公開システムを活用した照会の支援				

イ 情報提供・指導事業	[略]			
(5)農地情報公開システム管理事業	[略]	[略]	経費の欄に掲げるアの事業とイの事業の相互間における経費の増減	
ア 農地情報公開システムの管理				
イ 農地情報公開システムの保守・運用				
<u>[新設]</u>				

別表3 [略]

別表3 [略]

別記様式第1号(第4関係)(その1) [略]

別記様式第1号(第4関係)(その1) [略]

別記様式第1号(第4関係)(その2)

[中略]

(注) この申請書は、「3経費の配分及び負担区分」における各表ごとに作成し、(〇〇〇〇)には、別表2の区分又は経費の欄の該当する事業名を記載する。

[中略]

別表2の区分の欄の2の経費の欄に掲げる(1)から(3)の事業を実施する場合

[中略]

別表2の区分の欄の2の経費の欄に掲げる(4)の事業を実施する場合

区 分	補助事業に要する経費 (又は補助事業に要した経費) <u>(A+B)</u>	負担区分		備 考
		国庫補助金 <u>(A)</u>	都道府県 <u>(B)</u>	
	円	円	円	
合 計				

(注) 1 区分の欄は、別表2の区分及び経費の欄の事業名等を記載する。

2 実施要綱第13の1の交付決定前着手届を提出した場合には、備考欄に着手年月日及び文書番号を記入すること。

別表2の区分の欄の3の経費の欄に掲げる(1)及び(2)の事業を実施する場合

別記様式第1号(第4関係)(その2)

[中略]

(注) (〇〇〇〇)には、別表2の区分又は経費の欄の該当する事業名を記載する。

[中略]

別表2の区分の欄の2の経費の欄に掲げる事業を実施する場合

[中略]

[新設]

別表2の区分の欄の3の経費の欄に掲げる(4)及び(5)の事業を実施する場合

<p>[中略] [削る。]</p> <p>[中略]</p> <p>(注) 1 2の様式は、実施要綱第7の1、第8の1及び第9の1に定める事業計画等に準ずる。 <u>なお、計画承認等の事業内容から変更が無いときは、その旨を記載することで提出を省略できるものとする。</u></p> <p>2 <u>添付書類について、地方農政局長等の交付決定の審査に影響が無い場合であって、過年度提出書類又は地方農政局長等に別途提出している書類があるときは、その旨を記載することで提出を省略できるものとする。</u></p> <p>3 [略]</p>	<p>[中略]</p> <p><u>別表2の区分の欄の3の経費の欄に掲げる(1)から(3)の事業を実施する場合</u></p> <p>[中略]</p> <p>(注) 1 2の様式は、実施要綱第7の1、第8の1及び第9の1に定める事業計画等に準ずる。</p> <p>[新設]</p> <p>2 [略]</p>
<p>別記様式第1号(第4関係)(その3)</p> <p>[中略]</p> <p>6 [略]</p> <p>[中略]</p> <p>(注) <u>添付書類について、地方農政局長等の交付決定の審査に影響が無い場合であって、過年度提出書類又は地方農政局長等に別途提出している書類があるときは、その旨を記載することで提出を省略できるものとする。</u></p>	<p>別記様式第1号(第4関係)(その3)</p> <p>[中略]</p> <p>6 [略]</p> <p>[中略]</p> <p>[新設]</p>
<p>別記様式第1号(第4関係)(その4)</p> <p>[中略]</p> <p>6 [略]</p> <p>[中略]</p> <p>(注) <u>添付書類について、地方農政局長等の交付決定の審査に影響が無い場合であって、過年度提出書類又は地方農政局長等に別途提出している書類があるときは、その旨を記載することで提出を省略できるものとする。</u></p>	<p>別記様式第1号(第4関係)(その4)</p> <p>[中略]</p> <p>6 [略]</p> <p>[中略]</p> <p>[新設]</p>
<p>別記様式第1号-2(第8関係) [略]</p>	<p>別記様式第1号-2(第8関係) [略]</p>
<p>別記様式第2号(第9関係)</p> <p>[中略]</p> <p>(注) 1 [略] 2 [略] 3 [略]</p> <p>4 補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後(中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後)の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対象できるように変更部分を二段書とし、変更前(中止又は廃止前)を括弧書で上段に記載すること。 <u>なお、添付書類については、交付申請書に添付したものうち、変更があったものに限り添付すること。(申請時以降変更の無い場合は添付を省略できるものとする。)</u></p>	<p>別記様式第2号(第9関係)</p> <p>[中略]</p> <p>(注) 1 [略] 2 [略] 3 [略]</p> <p>4 補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後(中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後)の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対象できるように変更部分を二段書とし、変更前(中止又は廃止前)を括弧書で上段に記載すること。</p>
<p>別記様式第3号-1(第11第1項関係)~第10号(第22関係) [略]</p>	<p>別記様式第3号-1(第11第1項関係)~第10号(第22関係) [略]</p>